平成２４年（フ）第４６７号
北九州市小倉北区真鶴２丁目９番１―309号
債務者　田中　千年
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５３３号
福岡県中間市岩瀬２丁目13番７号
債務者　船越　　稔
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５８３号
福岡県中間市長津１丁目３番11号
債務者　藤田　真也
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１０５号
青森県黒石市ちとせ１丁目125番地
債務者　佐々木義博
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１１４号
青森県弘前市大字八幡町３丁目５番地５　プラザ八幡201号
債務者　成田　礼子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第５３２号
福岡県遠賀郡岡垣町旭台５丁目１番13号
債務者　矢竹　里美
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５５０号
北九州市小倉南区上葛原１丁目９番２―306号
債務者　岡田　笑子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５７３号
北九州市若松区迫田町15番40号
債務者　高橋　真治
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５８号
鹿児島県伊佐市大口小木原1030番地
債務者　金子　竜雄
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
鹿児島県霧島市国分松木町５番12―１号　セジュールミナミＡ―203
債務者　田原　澄子（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
鹿児島県姶良市蒲生町上久徳1934番地２　鵜木原団地１棟106号
債務者　大迫　夏代（旧姓有馬）
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
島根県仁多郡奥出雲町八川1819番地
債務者　小川　義人
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４０号
群馬県前橋市昭和町２丁目16番８号
債務者　赤神　　賢
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２４９号
群馬県前橋市広瀬町１丁目17番地　ＴＣ―304号
債務者　曽我　正美
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６２号
群馬県吾妻郡長野原町大字応桑279番地３　町営住宅応桑団地22号棟102号室
債務者　佐藤　美好
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６３号
群馬県前橋市昭和町２丁目２番13―301号
債務者　武藤　　浩
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１号
群馬県太田市岩瀬川町580番地３　岩瀬川タウンハイツＭ―３号
債務者　岡島　高志
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
前橋地方裁判所太田支部